

長野地方・家庭裁判所の沿革

長野地方裁判所，長野家庭裁判所は，現在，長野市旭町にあります，明治以降の沿革を振り返ってみます。

我が国では，慶応3（1867）年，王政復古の大号令により新政府が成立し，翌年（明治元年），江戸が東京になり，その後，明治2年に版籍奉還，明治4年に廃藩置県と，新しい国の形が作られてきました。

このような動きに合わせて，裁判制度も様々な変革がありましたが，明治4年に司法省が置かれ，中央における司法権に一応の統合をみることになりました。

地方では，明治時代の当初は江戸時代の幕藩体制の名残で，それぞれの各府県が裁判事務を取り扱っていましたが，明治9（1876）年9月にそれまでの府県裁判所を廃止して，司法省が全国の裁判所を所管することになりました。長野では明治9年12月に善光寺大勧進内に建物を借り受け，旧水内郡と旧高井郡を管轄する長野区裁判所として執務を始めました。そして，明治10年12月には松本裁判所長野支庁となりましたが，明治天皇の巡幸が計画されたことから，明治11年8月に現在の信州大学教育学部北側の立町に庁舎を新築し，移転しています。現在，その跡地には「明治天皇行幸之处」の石碑と共に松本裁判所長野支庁があったことが記されている史跡の説明プレートがあります。

その後，治罪法（刑事裁判の手続を定めた。）の施行により，明治15年1月から長野始審裁判所と名称を変え，明治16年2月に長野始審裁判所として長野県全域を管轄することになりました。裁判所の規模が大きくなったことから，立町の庁舎では手狭となり，明治19年4月に花咲町に木造一部2階建て庁舎を新築し，移転しています。

明治23年11月には裁判所構成法が施行され，始審裁判所が地方裁判所，治安裁判所が区裁判所に名称が変わり，長野地方裁判所と改称され，

第二次世界大戦後の昭和22（1947）年までの約60年にわたって続きました。

昭和22年5月に日本国憲法が施行されると同時に現在の裁判所法が施行され、現在の地方裁判所や簡易裁判所が設置され、昭和24年1月にそれまでの家事審判所と少年審判所を統合し、長野家庭裁判所が設置されました。場所は花咲町のままでしたが、その後、昭和41年5月に、80年に及ぶ花咲町の木造庁舎に別れを告げ、旭町の現在地に鉄筋コンクリートの庁舎を新築して執務を開始しました。現在の庁舎北側の植え込みにある松の木は花咲町にあったものを移植したものとされています。

なお、支部の移り変わりは次の表のとおりです。